

第25期第17回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和6年12月10日(火)午前10時から午前11時まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎7階 防災センター
- 3 出席委員 相原和彦、榎本重恭、尾崎賀一、加藤直正、神田靖仁、洒井利博、櫻井祐次、篠貞夫、篠田政巳、荘埜晃一、田中聖晃、橋本良子、宮部光夫、渡邊仁 計14名
- 4 欠席委員 井口和喜、保戸塚武彦 2名
- 5 議 案
 - (1) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について (第1・2号)
 - (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について (第3号)
 - (3) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について (第4～13号)
 - (4) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明および認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明について (第14号)
 - (5) 生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について (第15・16号)
- 6 報 告
 - (1) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて
 - (2) 農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について
- 7 その他

尾崎賀一 会長 皆様、おはようございます。第25期第17回練馬区農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

事務局 ただいまの出席委員数は14名、欠席委員数は2名、欠席の届け出のあった委員は井口和喜委員、保戸塚武彦委員です。総会の会議は、在任中の過半数の委員が出席したときに成立しますので、本日の総会は成立です。

尾崎賀一 会長 今回の署名人は、榎本重恭委員と加藤直正委員にお願いします。それでは、議案の審議に入ります。

総会資料2ページ、議案第1号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について」です。

令和6年10月31日付けで都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づき練馬区長から事業計画の認定について協議があった。ついては、申請内容が同項に掲げる要件に該当すると認められるため、下記のとおり決定する。

【申請者、土地所有者、所在等について説明】

こちらの事実確認調査は田中聖晃委員にお願いしています。事務局からは以上です。

尾崎賀一 会長 それでは、田中聖晃委員お願いします。

田中聖晃 委員 11月26日に事務局2名と現地調査に行ってきました。こちらの畑では、露地でダイコン、カブ、ジャガイモ等が作付けさ

れ、ハウスではコマツナ、ホウレンソウが作付けされておりました。
販売は幼稚園での収穫体験、事業所での店頭販売とのことです。境
界についても全て確認できました。特に問題ないと思います。よろ
しくお願いします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに14ページです。議案第2号について、事務局から説明をお願
いします。

事務局 議案第2号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計
画の決定について」です。

令和6年11月5日付けで都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4
条第3項の規定に基づき練馬区長から事業計画の認定について協議
があった。ついては、申請内容が同項に掲げる要件に該当すると認
められるため、下記のとおり決定する。

【申請者、土地所有者、所在等について説明】

こちらの事実確認調査は保戸塚武彦委員にお願いしています。

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 本日、保戸塚武彦委員は欠席のため、事務局から報告をお願いしま
す。

事務局 12月2日に保戸塚武彦委員と事務局2名で現地調査に行ってきました

た。

こちらの畑は全面、体験農園として25区画運営されてきました。販売については借主が庭先で直売しているとのこと。境界についても全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに26ページです。議案第3号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。令和6年11月22日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当することを確認したので証明する。

【相続人、被相続人、特例農地等の所在等について説明】

こちらの事実確認調査は保戸塚武彦委員にお願いしています。

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 本日、保戸塚武彦委員は欠席のため、事務局から報告をお願いします。

事務局 12月2日に保戸塚武彦委員と事務局2名で現地調査に行ってきました。

こちらの畑は、議案第2号の畑と同じ場所になります。体験農園として25区画運営されており、境界についても全て確認できました。販売については借主が庭先で直売しているとのこと。特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに28ページです。議案第4号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和6年11月12日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

こちらの事実確認調査は宮部光夫委員にお願いしています。

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、宮部光夫委員お願いします。

宮部光夫委員 11月12日に事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)の畑では、南側が芝畑、北側では露地でニンジン、ダイコン、ハクサイ等が作付けされ、綺麗に管理されておりました。(2)の畑では、ナガネギ、タマネギ、ニンニク等が作付けされており、防草

シートを敷き、綺麗に管理していました。販売はJA直売所と近隣の方への直売とのこと。境界についても全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお祈いします。

尾崎賀一 会長 質問などございましたら、お祈いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに30ページです。議案第5号について、事務局から説明をお祈いします。

事務局 議案第5号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和6年11月13日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

こちらの事実確認調査は相原和彦委員にお祈いしています。

事務局からは以上です。

尾崎賀一 会長 それでは、相原和彦委員お祈いします。

相原和彦 委員 11月13日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)(2)の畑ですが、サニーレタス、カブ、ダイコン等が作付けされ、畑のまわりにミカンが10本、カキが2本植わっておりました。境界については、一部宅地と繋がって分かりづらい部分があり、印を標示していただくようにお祈いしました。次に(3)の畑ですが、

北側に小さなハウスがあり、図面上白くなっているところは堆肥置き場になっております。畑にはピーマン、ニンジン、ダイコン等が作付けされ、その他にブルーベリーが7本、カキが4本植わっており、雑草もなく綺麗に管理されておりました。販売はJA直売所に出荷しているとのことです。境界も全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願ひします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに32ページです。議案第6号および議案第7号は、耕作の事業に従事する二親等内の親族で、農地法上の同一世帯のため一括して審議をお願ひします。事務局から説明をお願ひします。

事務局 議案第6号および議案第7号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和6年11月13日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

こちらの事実確認調査は田中聖晃委員にお願ひしています。

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、田中聖晃委員お願ひします。

田中聖晃委員 11月13日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

議案第6号の(1)から(3)の畑については、春夏にキャベツが作付けされ、調査時は綺麗に耕運されていました。次に第7号議案の畑ですが、(1)から(3)の畑については、3分の1がワイン用のブドウ、3分の2にミカンが植わっておりました。(4)から(6)の畑については、キャベツが作付けされておりました。販売について、果樹のブドウは東京ワイナリーで全て買取り、ミカンについてはJA直売所、野菜類については、全て市場出荷とJA直売所とのことです。境界については、議案第6号および第7号ともに全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお祈いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お祈いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに36ページです。議案第8号について、事務局から説明をお祈いします。

事務局 議案第8号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和6年11月19日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

こちらの事実確認調査は保戸塚武彦委員にお祈いしています。

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 本日、保戸塚武彦委員は欠席のため、事務局から報告をお祈いしま

| | |
|--------|--|
| 事務局 | <p>す。</p> <p>11月19日に保戸塚武彦委員と事務局2名で現地調査に行ってきました。</p> <p>(1)(2)の畑では、露地で、キャベツ、タマネギ、ニンジン等が作付けされておりました。次に(3)から(5)の畑についてですが、ハウスが5棟あり、そのうち3棟でレタス、カブ、ダイコン等の野菜類、1棟で夏野菜の残さがあり休耕させた状態で、もう1棟はサボテンと野菜苗を栽培しておりました。ハウス以外は露地でブロッコリー、ハクサイ、ダイコン等が作付けされておりました。販売については、90%を庭先直売、10%をJA直売所と学校給食に卸しているとのことでした。境界についても全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願ひします。</p> |
| 尾崎賀一会長 | <p>質問等ございましたら、お願ひします。</p> <p>(発言なし)</p> <p>本件承認としてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしとの発言あり)</p> <p>それでは、承認とします。</p> <p>つぎに38ページです。議案第9号について、事務局から説明をお願ひします。</p> |
| 事務局 | <p>議案第9号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。</p> <p>令和6年11月20日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。</p> <p>【申請者、特例農地等の所在等について説明】</p> |

こちらの事実確認調査は尾崎賀一委員にお願いしています。
事務局からは以上です。

尾崎賀一会長

11月20日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
こちらの畑ですが、クリが20から30本、レモン、ミカン等が30本植
わっておりました。また、西側にサトイモやネギ、ナス等の作付け
が少しあり、その他に夏に作付されたゴーヤ棚の残りがある状態
でした。販売は庭先での直売のみ、境界についても全て確認できま
した。特に問題ないと思います。よろしくお願ひします。

質問等ございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに40ページです。議案第10号について、事務局から説明をお願
ひします。

事務局

議案第10号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行
っている旨の証明について」です。

令和6年11月20日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので
証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

こちらの事実確認調査は尾崎賀一委員にお願いしています。
事務局からは以上です。

尾崎賀一会長

11月20日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑では、面積の3分の2以上でブルーベリーの摘み取り農園を運営しております。東側の一部と、西側の出っ張ったところに露地野菜のネギ、キャベツ、ダイコン等が作付けされておりました。販売について、ブルーベリーは摘み取り、野菜は自家消費および近隣の方へ配布しているとのことでした。境界についても全て確認できました。また、地図上で白抜きになっているところがありますが、井戸のポンプと電柱、簡易的な倉庫の部分で、納税猶予の対象から外れております。特に問題ないと思います。よろしくお願ひします。

質問等ございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに42ページです。議案第11号について、事務局から説明をお願ひします。

事務局 議案第11号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和6年11月21日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

こちらの事実確認調査は神田靖仁委員にお願いしています。

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、神田靖仁委員お願ひします。

神田靖仁委員 11月21日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
こちらの畑は、ハウスが4棟あり、1棟では苗床を栽培し、その他のハウスではコマツナ、ホウレンソウ、ミズナ等が作付けされておりました。また、露地でレモンやキンカン等が植わっておりました。販売については、百貨店へ卸しているとのこと。境界は全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願ひします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに44ページです。議案第12号について、事務局から説明をお願ひします。

事務局 議案第12号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和6年11月21日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

こちらの事実確認調査は神田靖仁委員にお願ひしています。

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、神田靖仁委員お願ひします。

神田靖仁委員 11月21日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑では露地で、カキやブルーベリーの果樹を中心に、ネギ、

ダイコン、サツマイモ等の野菜が作付けされておりました。販売は自家消費がほとんどで、たまに近隣の方へ販売しているとのことでした。除草が少し追いついていないようだったので、事務局から農サポーター等を案内しました。境界につきましては、隣の畑との境界が一部明確ではなかったもので、明確にするように指導いたしました。よろしく申し上げます。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに46ページです。議案第13号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第13号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和6年11月21日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

こちらの事実確認調査は宮部光夫委員にお願いしています。

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、宮部光夫委員お願いします。

宮部光夫委員 11月21日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑は、全面にカキが約25本植わっておりました。販売は全

て庭先での直売、境界についても全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしく申し上げます。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに48ページです。議案第14号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第14号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明および引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明について」です。

令和6年11月22日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

こちらの事実確認調査は洒井利博委員にお願いしています。

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、洒井利博委員お願いします。

洒井利博委員 11月22日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑では、ミカンが約20本、オレンジが2、3本、その他レモン等の果樹が植わっており、法人が貸借して耕作しています。従業員が3名、パートが2名いるとのこと。販売は摘み取り販売、また、幼稚園や法人等に販売しているとのこと。境界について

は、一部喪失していたので、標示するようお願いしました。また、下草の処理について質問があり、事務局としては防草シートや乗用の草刈り機を利用したらいいのではないかとお答えしました。特に問題ないと思います。よろしくお願ひします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに50ページです。議案第15号について、事務局から説明をお願ひします。

事務局 議案第15号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。

令和6年10月31日に標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

【申請者、証明対象者等について説明】

こちらの事実確認調査は渡邊仁委員にお願ひしています。

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、渡邊仁委員お願ひします。

渡邊仁委員 11月25日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑では、サツキが9割、その他に、ウメ、タラの芽が植わっておりました。販売について、植木は直接買いに来た方に販売、ウメとタラの芽は自家消費とのことでした。境界は全て確認できま

した。特に問題ないと思います。よろしく申し上げます。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに52ページです。議案第16号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第16号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。

令和6年11月15日に標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

【申請者、証明対象者等について説明】

こちらの事実確認調査は加藤直正委員にお願いしています。

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、加藤直正委員お願いします。

加藤直正委員 11月27日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)(2)の畑では、パパイヤの木が2本植わっており、その他にサツマイモが作付けされておりました。次に(3)の畑ですが、全面を体験農園として利用している畑で、全体で88区画あり、主にキャベツ、ブロッコリー、カリフラワー等が作付けされ、年間40種類ほどの野菜を収穫しているとのこと。 (4)(5)の畑についても(3)の畑と同じく体験農園として利用しており、全体で70区画

あり、作付け内容は（３）の畑と全く同じでした。販売について、サツマイモは保育園の収穫体験、その他については体験農園の利用者への配布と自家消費とのことです。境界についても全て確認できました。畑は綺麗に管理されており、特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

（発言なし）

本件承認としてよろしいでしょうか。

（異議なしとの発言あり）

それでは、承認とします。

つぎに54ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて」です。

練馬区長から農業委員会会長宛て生産緑地のあっせん情報の周知について依頼があったため、下記のとおり報告する。今回は2件です。

【物件地番・地積、所有者等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

（発言なし）

それでは、よろしくをお願いします。

つぎに、58ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号（市街化区域内の農地の転用）に基づく届出の受理について」です。
令和6年11月に届出のあった農地の転用について報告するものです。

【届出件数、面積等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

（発言なし）

それでは、よろしくお願いします。

1枚目の次第をお願いします。次第3 その他です。事務局から何かありますか。

事務局 特にございません。

尾崎賀一会長 委員の皆様から何かありますか。

（発言なし）

それでは以上で、第17回練馬区農業委員会総会を終了します。

会 長

署 名 人

署 名 人